

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年4月25日

奈良県統計協会会長 福谷 健夫

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

2026年版奈良県民手帳等作成業務

2 内容

仕様書のとおり

3 納期、履行期限

令和7年9月25日（木）

ただし、仕様書「4. 成果物の仕様と部数」のうち（4）「奈良県民手帳広告用デジタルサイネージ画像」については令和7年8月5日（火）。

4 納品場所

仕様書のとおり

5 入札方法

（1）入札は、業務一式の金額で行います。

（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（3）入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時（必着）に一般書留または簡易書留による郵送又は持参にて提出してください。

（4）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1～4まで、又は、1、2及び5に該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

3 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目A1「印刷業」で登録している者であること。

4 令和2年4月以降に奈良県統計協会または奈良県と印刷物についての契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

5 3、4のいずれか、又はその両方を満たさない場合、令和2年4月以降に、国、地方公共団体又は都

道府県統計協会と手帳作成に係る契約を締結し、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。

第3 入札書の提出先等

- 1 郵便による入札書の提出先、入札説明書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
奈良県統計協会（奈良県総務部知事公室政策推進課内）

※政策推進課は奈良県庁主棟5階にもありますが、奈良県統計協会は主棟4階の政策推進課内になります。

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

電話番号 0742-27-8439（ダイヤルイン）

F A X 0742-27-0615

- 2 入札説明書交付期間

令和7年4月26日（金）から令和7年5月22日（木）まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。また、奈良県統計協会のホームページにも掲示します。

（ホームページURL：<http://www.pref.nara.jp/2774.htm>）

- 3 入札説明会

入札説明会は実施しません。

- 4 入札の開札の日時

令和7年5月30日（金） 14時00分から

- 5 入札方法

郵便入札とします。封書の表面に「2026年版奈良県民手帳作成業務に係る入札書」と朱書きして、一般書留又は簡易書留郵便にて、第3の1の提出先あて令和7年5月29日（木）の午後5時までに到達するよう送付又は持参してください。

なお、入札価格の全てが予定価格を超える場合は、ただちに再入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再入札（2回目）に係る入札書を送付又は持参してください。

第4 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 入札保証金

入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書きの規定に該当する者であるときは、免除します。

- 3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号（保険会

社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加する者のうち第2の1から4の規定を全て満たす者は入札参加意向申出書を、第2の1、2及び5を満たす者は、入札参加意向申出書兼契約履行実績報告書を、令和7年5月22日(木)の午後5時までに第3の1の場所に提出しなければなりません。なお、入札参加者は、入札開札の日の前日までの間において、奈良県統計協会から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

5 入札の無効

詳細は、入札説明書によります。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。

(2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。))に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手

方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本協会が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県統計協会に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 入札の中止

（1）天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

（2）入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を校正に執行できないと認めるときは、入札を取り消すことがあります。

（3）上記（1）から（2）における損害は入札者の負担とします。

11 その他

詳細は、入札説明書によります。